

。預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改 正 案	現 行
（適格性の認定の申請） 第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 その他法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類 2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の四第三号において同じ。） （電磁的記録） 第二十三条の二 法第六十六条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定	（適格性の認定の申請） 第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 その他法第六十一条第一項（法第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類 2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の三第三号において同じ。） （電磁的記録） 第二十三条の二 法第六十六条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十

める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3（略）

（業務の継続の承認申請書の添付書類）

第二十四条 令第十四条第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次条及び第二十七条において同じ。）が必要と認める事項を記載した書面とする。

（特定回収困難債権として買取りの対象となる資産）

第二十九条の二 法第百一条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める資産は、手形に係る債権、債券に係る債権、金融機関と債務者との取引契約の違約金又は当該取引契約を実行するための手数料に係る債権その他の当該取引契約に基づく債権とする。

第二十九条の三、第二十九条の五（略）

五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3（略）

（業務の継続の承認申請書の添付書類）

第二十四条 令第十四条第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次条及び第二十七条において同じ。）が必要と認める事項を記載した書面とする。

（新設）

第二十九条の二、第二十九条の四（略）

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。
。)は、第二十三条に規定する認定申請書、第二十九条の三から第二十九条の五までに規定する認可申請書並びに法第五十九条第六項(法第一百一条第五項、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項、第六十五条及び第六十六条第一項(これらの規定を法第一百一条第七項、第百十八條第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出するとき又は法第百八条の二第三項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第百八条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは(前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。)、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。 次条において同じ)を経由して提出しなければならない。

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 金融機関及び銀行持株会社等(金融庁長官が指定するものを除く。
。)は、第二十三条に規定する認定申請書、第二十九条の二から第二十九条の四までに規定する認可申請書並びに法第五十九条第六項(法第一百一条第五項及び第百十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項、第六十五条及び第六十六条第一項(これらの規定を法第一百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)に規定する報告を金融庁長官に提出するとき又は法第百八条の二第三項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第百八条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは(前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。)、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。)内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。 次条において同じ)を経由して提出しなければならない。

附則

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第二条 機構が法附則第七条第一項（同項第一号及び第四号を除き、法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。第一号及び第七項において同じ。）に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

二の二 法附則第八条第一項第二号の三の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納に関する事項

三 協定銀行に対する法附則第十条の二（法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。）の規定による損失の補填に関する事項

四 法附則第十一条第一項（法附則第十五条の五第八項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

五 法附則第七条第一項第五号（法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。）に規定する財産の調査に関する事項

六 法附則第七条第一項第六号（法附則第十五条の五第七項において準用する場合を含む。）に規定する債権の取立てに関する事項

附則

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第二条 機構が法附則第七条第一項に規定する業務を行う場合には、法第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、第一条の二各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

二の二 法附則第八条第一項第二号の二の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納に関する事項

三 協定銀行に対する法附則第十条の二の規定による損失の補てんに関する事項

四 法附則第十一条第一項の規定による協定銀行に対する資金の貸付け及び協定銀行が行う資金の借入れに係る債務の保証に関する事項

五 法附則第七条第一項第五号に規定する財産の調査に関する事項

六 法附則第七条第一項第六号に規定する債権の取立てに関する事項

七（略） 2（略） （特例業務勘定で経理する業務） 第三条の四 令附則第二条の十六に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、平成十四年四月一日前にその開始が見込まれている業務に係るものであつて、機構が特例業務勘定（法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。）において経理することを適当と認めるものとする。	七（略） 2（略） （特例業務勘定で経理する業務） 第三条の四 令附則第二条の十に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、平成十四年四月一日前にその開始が見込まれている業務に係るものであつて、機構が特例業務勘定（法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。）において経理することを適当と認めるものとする。
--	---